

都 医療券の更新手続きについて

あなたがお持ちの (都) 医療券は、令和7年3月31日をもって有効期間が終了いたします。引き続き医療費助成を受けるためには、更新手続きが必要です。お手続きされなかった場合、令和7年4月1日以降、医療費助成を受けることができませんので、ご注意ください。

更新を希望される方は、下記をお読みのうえ手続きをしてください。

質問 いつまでに手続きをすればよいですか？

答え できる限り、令和7年1月31日（金曜日）までに手続きをしてください。この期限までに手続きを行った方については、3月中に新しい医療券をお送りする予定です。

令和7年1月31日（金曜日）を過ぎて手続きされた場合は、新しい医療券を3月中にお送りすることができなくなる可能性があります。その場合、券が届くまでの間は、受診等の際に医療費を一度立て替えていただき、券が届いた後に払い戻しの手続きをしていただくこととなります。

また、更新を希望される方は、医療費助成を受けられない期間が生じないよう、遅くとも4月末までに手続きをしてください。（例：申請書の受付が5月1日の場合、4月中の医療費助成は受けられません。）

質問 どこで手続きをするのですか？

答え 患者様のお住まいの区市町村の窓口で手続きをしてください。
（同封の「難病・肝炎医療券の手続窓口一覧」をご覧ください。）

質問 何を提出するのですか？

答え 下記のものを提出してください。

① 難病医療費助成申請書（更新）

同封の「医療費助成の有効期間満了のお知らせ」を広げた左側です。
切り離さないで提出してください。

② 診断書

同封の「診断書」を医師に記入してもらってください。

③ 健康保険証等のコピー（記号・番号及び現住所等が記載されているもの）

④ 特定疾病療養受療証のコピー ＜血友病A・血友病Bの方のみ＞

加入している健康保険証の発行元に申請することによって交付されるものです。
（注）有効期限が切れていないことをご確認の上、提出してください。

⑤ ＜患者様の住所・氏名に変更がある場合のみ＞

住所の変更の場合 → 個人番号に係る調書 又は 住民票※

氏名の変更の場合 → 住民票※

※ 発行日から3か月以内で、マイナンバーの記載がないもの

質問 郵送ではいけませんか？

答え 原則として、郵送での受付はしておりませんが、区市町村によっては、郵送で受け付ける場合もあります。詳しくは、お住まいの区市町村の窓口にご相談ください。

質問 健康保険証に住所が書いてありませんが、大丈夫ですか？

答え 住所を自分で記入する形式のものは、住所を記入した上でコピーをとってください。なお、カード式で住所が裏面に記載されている場合は、裏面のコピーもとってください。

質問 健康保険証は家族それぞれに分かれているカード式のものですが、家族全員分を提出するのですか？

答え 患者様本人のものだけで結構です。

質問 申請書に印刷されている住所・氏名・保険証番号等に変更又は間違いがある場合はどうしたらいいですか？

答え ご自身で二重線を引いて、訂正してください。
患者様の住所に変更があった場合には、個人番号に係る調書又は住民票の提出が必要です。

患者様の氏名に変更があった場合には、住民票の提出が必要です。

ただし、既に区市町村の窓口で㊦医療券の変更届を提出されている場合は、今回改めて住民票等を提出していただく必要はありません。

※ 今回のお知らせは、令和6年12月6日（金曜日）までの登録内容に基づいて印刷されますので、既に区市町村窓口で変更届を提出していただいても、最新の情報が反映されていない場合があります。ご了承ください。

ご不明な点などございましたら、以下のいずれかへお問い合わせください。

① お住まいの区市町村窓口（別紙：【難病・肝炎医療券の手続窓口一覧】参照）

② 東京都保健医療局保健政策部疾病対策課

（患者・医療機関等専用コールセンター 03-5320-4004）